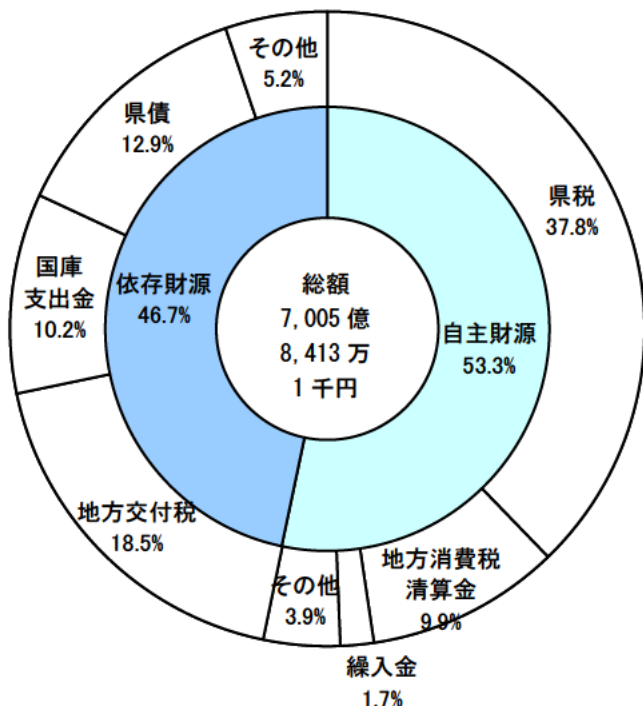


(2) 歳入予算

一会計年度内（4月1日から翌年3月31日）において、県が必要とする経費（歳出予算）を賄うための財源を歳入予算といいます。

以下、収入調達方法に着目した自主財源・依存財源、及び用途の制約に着目した一般財源・特定財源の2つの性質別の歳入予算の内訳を示します。

第2図 自主財源・依存財源の構成比



(注) 構成比は四捨五入のため合計に合わない場合があります。

〈自主財源と依存財源〉

自主財源及び依存財源の前年度比較及び構成比をみると第2図、第2表及び資料3のとおり、自主財源は前年度に比較して5.7%増の3,735億844万9千円、依存財源は4.8%減の3,270億7,568万2千円となり、一般会計の予算規模は0.5%増の7,005億8,413万1千円となっています。

次に、構成比をみると、自主財源は全体の53.3%、依存財源は46.7%となっています。自主財源の主要なものは全体の37.8%を占める県税であり、依存財源の主要なものは全体の31.4%を占める地方交付税及び県債です。

なお、自主財源と依存財源の区分による歳入予算額の推移は第3図及び資料4、資料5に示したとおりです。

第2表 自主財源と依存財源の対前年度比較(一般会計)

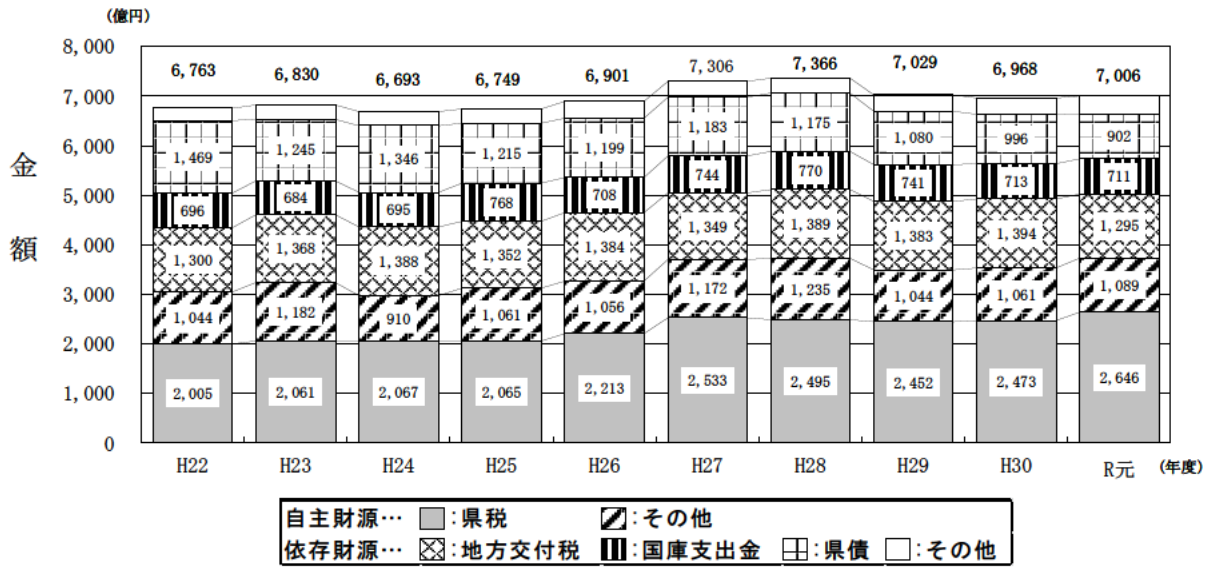
(単位:千円、%)

区分	令和元年度 当初予算額(A)	平成30年度 当初予算額(B)	比較		構成比	
			増減 (A)-(B)	伸び率 (A)-(B)/(B)	元年度	30年度
自主財源	373,508,449	353,415,821	20,092,628	5.7	53.3	50.7
依存財源	327,075,682	343,393,072	△16,317,390	△4.8	46.7	49.3
合計	700,584,131	696,808,893	3,775,238	0.5	100.0	100.0

一口メモ

●自主財源・依存財源… 県の歳入は、一つの分類として、県税、分担金及び負担金、使用料及び手数料などのように県が自ら賦課徴収することのできる自主財源と、地方譲与税、地方交付税、国庫支出金などのように国から定められた額を交付されたり割り当てられたりする依存財源とに分けることができます。

第3図 自主財源と依存財源の区分による歳入予算額の推移（一般会計）

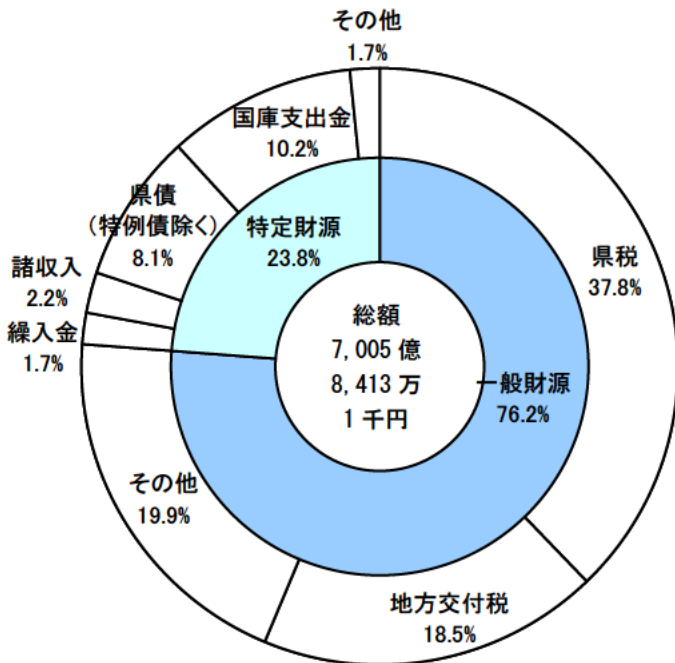


(注) 数値は四捨五入のため合計と合わない場合があります。

平成23年度及び平成27年度当初予算は、骨格的予算のため6月補正後予算額で示してあります。

第4図 一般財源・特定財源の構成比

(一般会計当初予算)



(注) 構成比は四捨五入のため合計と合わない場合があります。

〈一般財源と特定財源〉

一般財源及び特定財源の前年度比較及び構成比をみると、第4図、第3表及び資料6のとおり、一般財源は前年度に比較して1.3%増の5,337億4,500万円、特定財源は1.8%減の1,668億3,913万1千円となっています。

次に、構成比をみると、一般財源は全体の76.2%、特定財源は23.8%となっています。

一般財源の主要なものは、37.8%を占める県税と18.5%を占める地方交付税であり、特定財源の主要なものは、10.2%を占める国庫支出金と8.1%を占める県債です。

なお、一般財源と特定財源の区分による歳入予算額の推移は、第5図及び資料7に示したとおりです。

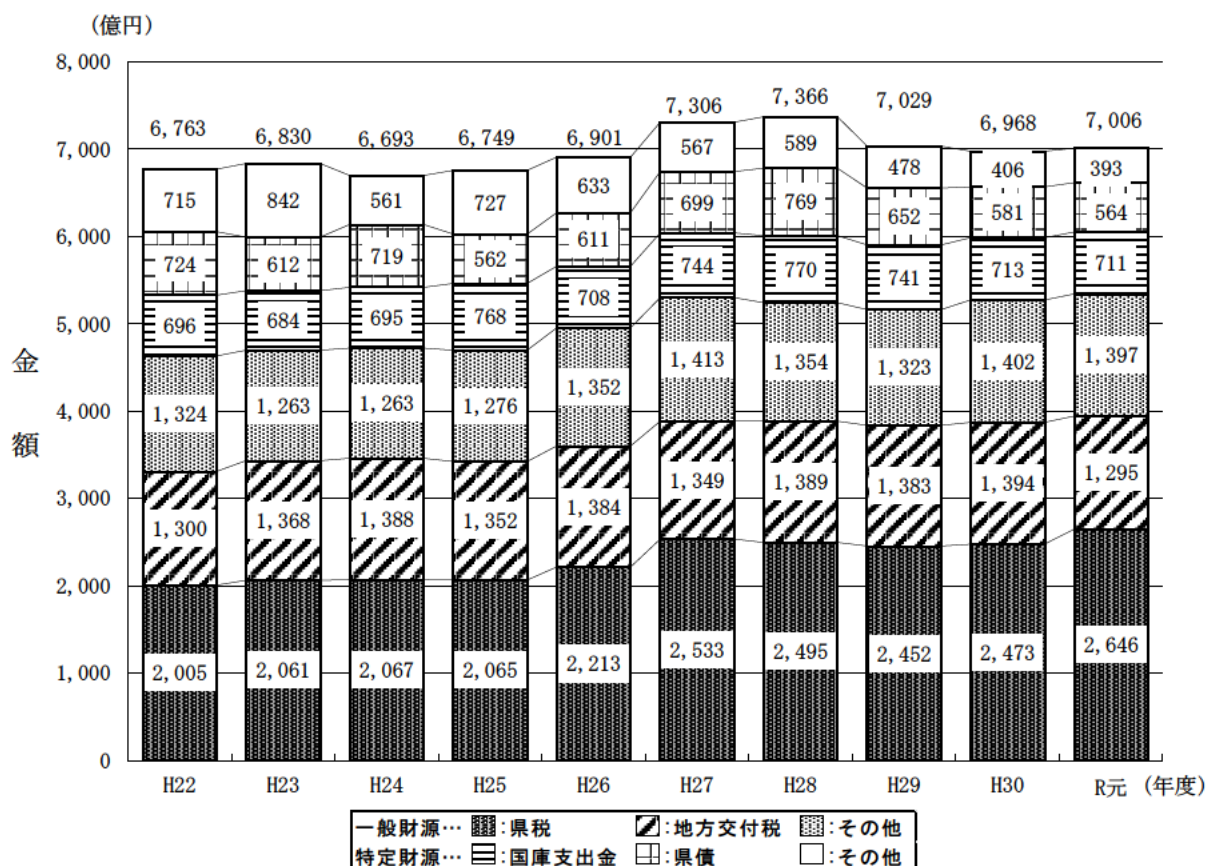
第3表 一般財源と特定財源の対前年度比較(一般会計)

(単位:千円、%)

区分	令和元年度 当初予算額(A)	平成30年度 当初予算額(B)	比較		構成比	
			増減 (A)-(B)	伸び率 (A)-(B)/(B)	元年度	30年度
一般財源	533,745,000	526,875,000	6,870,000	1.3	76.2	75.6
特定財源	166,839,131	169,933,893	△3,094,762	△1.8	23.8	24.4
合計	700,584,131	696,808,893	3,775,238	0.5	100.0	100.0

(注) 県債のうち臨時財政対策債等は一般財源としています。

第5図 一般財源と特定財源の区分による歳入予算額の推移(一般会計)



(注) 数値は四捨五入のため合計と合わない場合があります。

県債のうち臨時財政対策債等は一般財源としています。

平成23年度及び平成27年度当初予算は、骨格的予算のため6月補正後ベースで示してあります。

一口メモ

- 一般財源・特定財源…県の歳入は、県税、地方譲与税、地方交付税などのようにその用途が特定されていない一般財源と、国庫支出金、県債、使用料及び手数料などのようにその用途が特定されている特定財源に分けることができます。

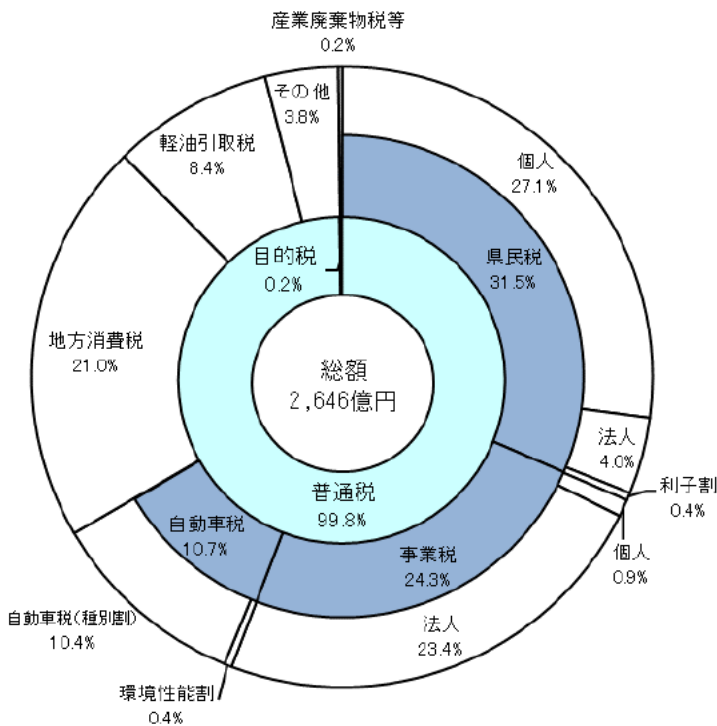
ア. 歳入予算主要項目の内訳

(ア) 県税

県税は、県の仕事を支える最も重要な収入で、地方税法等に基づき、県民の皆さんに納めていただく税です。

令和元年度の県税収入は、第4表のとおり前年度に比べ7.0%増の2,646億円を見込んでいます。これは、資料8のとおり、法人二税（法人県民税及び法人事業税）が企業業績の好調により、地方消費税が国内取引にかかる消費の回復基調と輸入取引にかかる国際的な原油価格の高水準により、それぞれ増収が見込まれることが要因となっています。

第6図 県税収入の構成比（一般会計）



県税収入の構成比をみると、第6図のとおり、普通税が全体の99.8%、目的税が0.2%となっています。

主要なものは、全体の31.5%の県民税、24.3%の事業税、21.0%の地方消費税、10.7%の自動車税です。

なお、県税収入の推移は、第7図及び資料9、資料10に示したとおりです。

また、県民1人あたりの県税負担額については、第8図のとおり、県民1人あたり147,848円となっています。

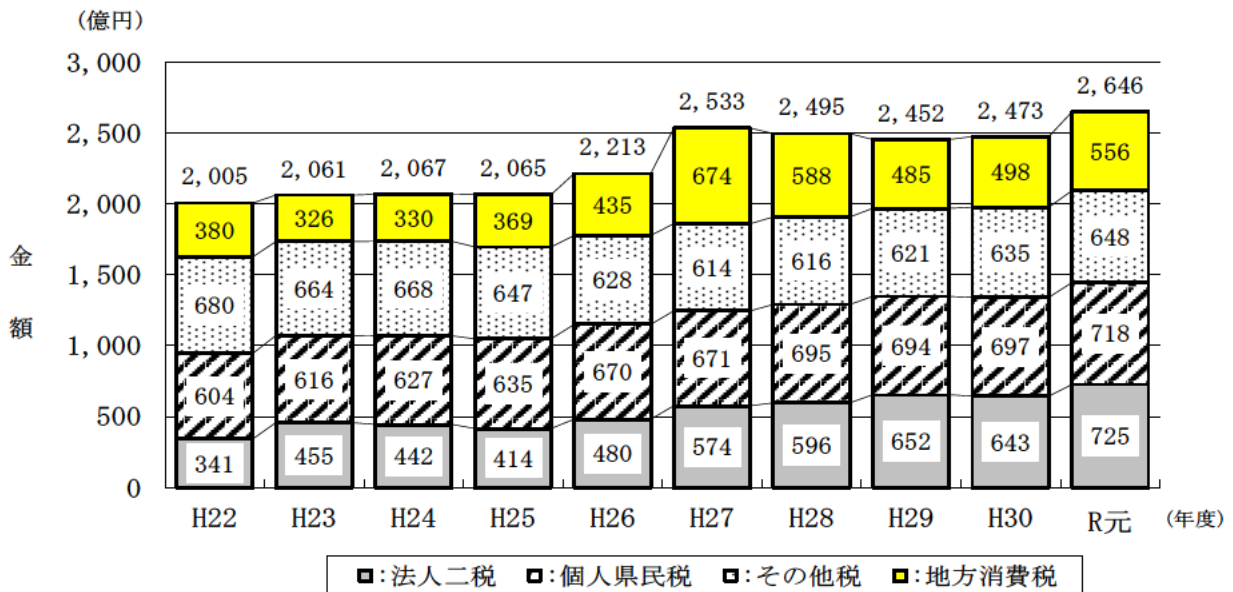
(注) 構成比は、四捨五入のため合計と合わない場合があります。

第4表 県税収入の対前年度比較（一般会計）

(単位:千円、%)

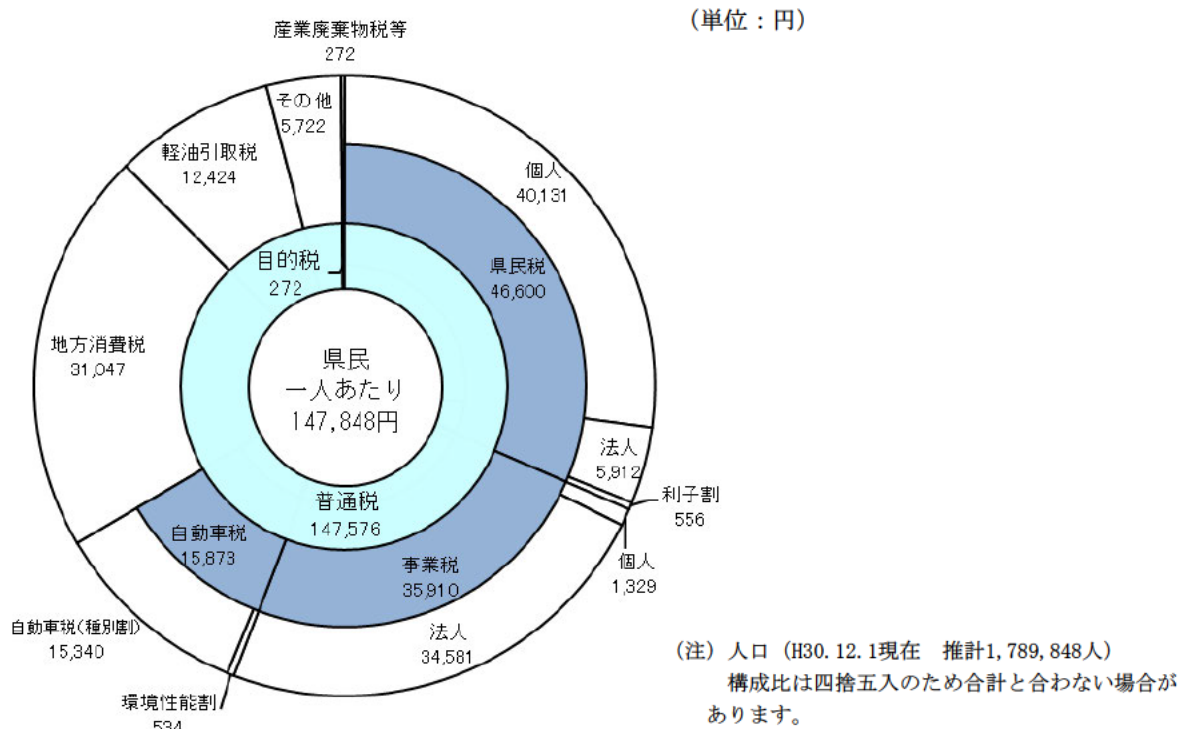
区分	令和元年度 当初予算額(A)	平成30年度 当初予算額(B)	比較	
			増減 (A)-(B)	伸び率 (A)-(B)/(B)
普通税	264,139,000	246,836,000	17,303,000	7.0
目的税	487,000	456,000	31,000	6.8
合計	264,626,000	247,292,000	17,334,000	7.0

第7図 県税収入の額の推移（一般会計）



(注) 法人二税とは、法人県民税と法人事業税です。
 数値は四捨五入のため合計と合わない場合があります。

第8図 県民1人あたりの県税負担額（一般会計）



一口メモ

- 「県税」
- 普通税… その収入の使い道を特定せず、県の一般経費に充てるために課される税です。
- 目的税… 県の特定の経費に充てるために課される税です。
- 法定外税… 法律により税目が定められていない税で、地方団体が一定の手続き、要件に従い課税するものです。三重県では、法定外目的税として産業廃棄物税を課税しています。

(イ) 地方消費税清算金

地方消費税清算金については、全国の地方消費税収が増加傾向にあることから、前年度に比べ6.2%増の696億800万円を見込んでいます。

第5表 地方消費税清算金の対前年度比較(一般会計) (単位:千円、%)

区 分	令和元年度 当初予算額(A)	平成30年度 当初予算額(B)	比 較	
			増 減 (A)-(B)	伸び率 (A)-(B)/(B)
地方消費税 清算金	69,608,000	65,553,000	4,055,000	6.2

(ウ) 地方交付税

国の令和元年度の地方交付税の総額は、16兆1,809億円となり、前年度当初予算計上額(16兆85億円)に比べ1,724億円、1.1%の増となっています。

本県の令和元年度の地方交付税は、第6表のとおり、前年度に比べ7.1%減の1,295億円を見込んでいます。

第6表 地方交付税の対前年度比較(一般会計) (単位:千円、%)

区 分	令和元年度 当初予算額(A)	平成30年度 当初予算額(B)	比 較	
			増 減 (A)-(B)	伸び率 (A)-(B)/(B)
普通交付税	127,734,000	137,719,000	△9,985,000	△7.3
特別交付税	1,718,000	1,631,000	87,000	5.3
合 計	129,452,000	139,350,000	△9,898,000	△7.1

(エ) 国庫支出金

国庫支出金の総額は、第7表のとおり、711億2,168万2千円で、歳入総額の10.2%を占め、前年度に比べ1億4,339万円、0.2%の減となっています。

国庫支出金の内訳は、第7表のとおり、国が法令等にもとづいて負担する負担金が398億5,309万4千円で全体の56.0%、事業奨励等のための補助金が293億4,834万8千円で同41.3%、国の委託事業による委託金が19億2,024万円で同2.7%となっています。

第7表 国庫支出金の対前年度比較(一般会計) (単位:千円、%)

区 分	令和元年度 当初予算額(A)	平成30年度 当初予算額(B)	比 較	
			増 減 (A)-(B)	伸び率 (A)-(B)/(B)
国庫支出金	71,121,682	71,265,072	△143,390	△0.2
国庫負担金	39,853,094	45,421,880	△5,568,786	△12.3
国庫補助金	29,348,348	24,821,706	4,526,642	18.2
委 託 金	1,920,240	1,021,486	898,754	88.0

(オ) 基金繰入金

基金繰入金については、第8表のとおり、前年度に比べ10.9%増の116億1,348万1千円となっています。なお、財政調整のための基金については、不測の事態に備えるための10億円のほか、令和元年度の事業執行に必要な額を残し、対前年度44.6%増の45億459万1千円を計上しています。

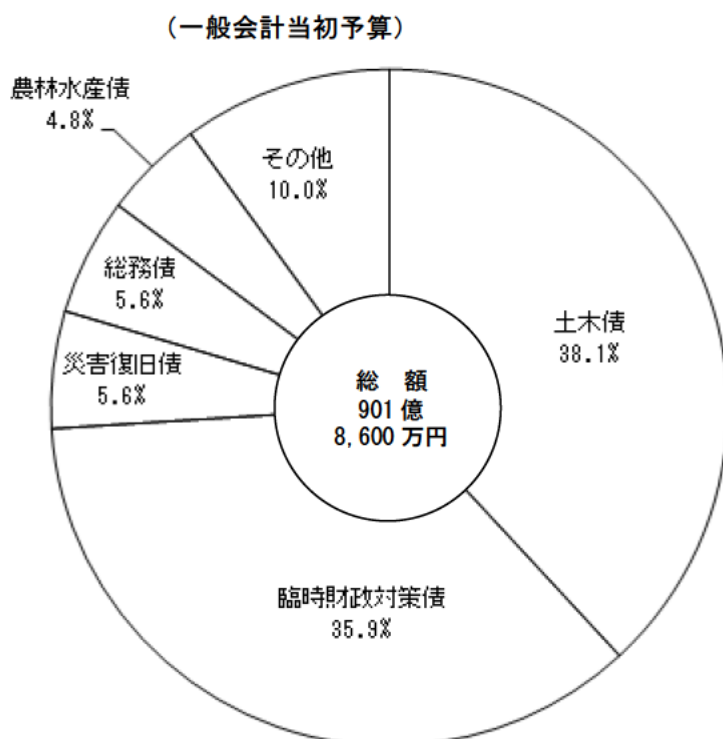
第8表 基金繰入金の対前年度比較（一般会計） （単位：千円、％）

区 分	令和元年度 当初予算額(A)	平成30年度 当初予算額(B)	比 較	
			増 減 (A)-(B)	伸び率 (A)-(B)/(B)
基金繰入金	11,613,481	10,475,130	1,138,351	10.9

(カ) 県債

県債については、第9表及び資料11、資料12のとおり、前年度に比べ9.5%減の901億8,600万円となっています。これは、臨時財政対策債の減などが主な要因となっています。この結果、県債への依存度は、前年度に比べ1.4%減の12.9%となっています。

第9図 県債の款別構成比



県債の款別構成比をみると、第9図のとおり、主要なものは土木債が全体の38.1%、地方の一般財源の不足額に対処するための臨時財政対策債が同35.9%、災害復旧債が同5.6%となっています。

なお、県債発行額の推移は、第10図で示したとおりです。

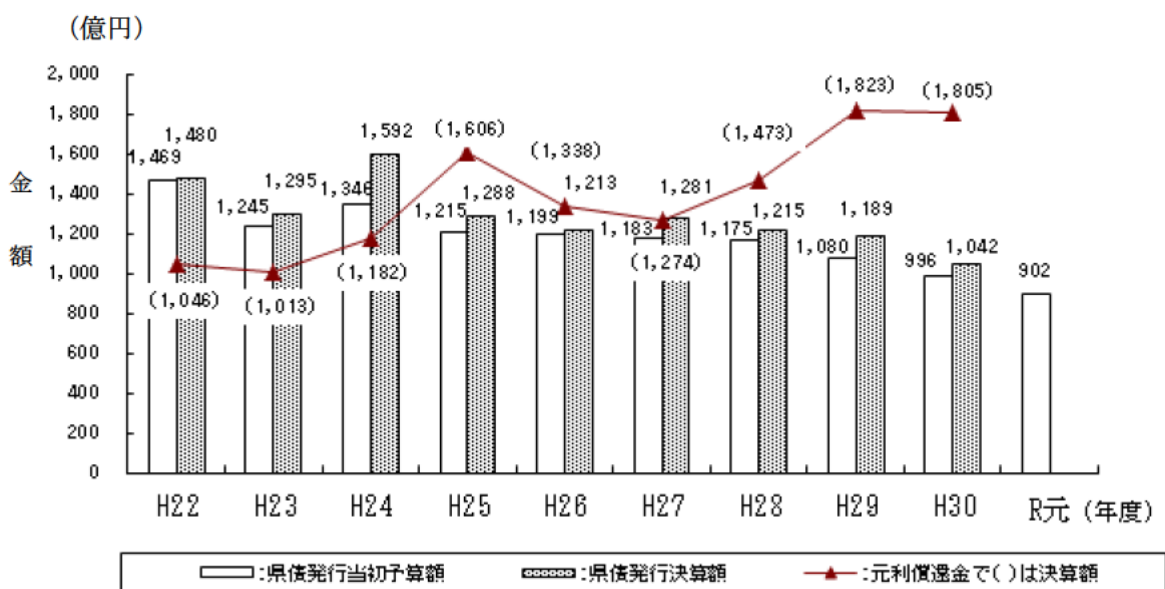
(注) 構成比は四捨五入のため合計と合わない場合があります。

第9表 県債の対前年度比較(一般会計)

(単位:千円、%)

区 分	令和元年度 当初予算額(A)	平成30年度 当初予算額(B)	比 較	
			増 減 (A)-(B)	伸び率 (A)-(B)/(B)
県 債	90,186,000	99,606,000	△9,420,000	△9.5

第10図 県債発行額の推移 (一般会計+県債管理特別会計)



(注)平成30年度の決算額は最終補正後予算額です。

平成23年度及び平成27年度の当初予算は骨格的予算のため、6月補正後予算額で示してあります。

一口メモ

- 地方譲与税… 国が徴収した国税を一定の基準で地方公共団体に譲与するもので、都道府県に譲与するものとしては地方法人特別譲与税、地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税及び森林環境譲与税などがあります。
- 地方消費税清算金… 国から各都道府県に払い込まれた地方消費税は、消費地と課税地を一致させるため、消費に関連した基準によって都道府県間において清算を行います。この清算による収入または支出をいいます。
- 地方交付税… 地方公共団体間の地域格差をなくし、一定の行政水準を確保できるようにするため、各地方公共団体ごとに標準的な基準財政需要額と基準財政収入額を算定し、財源不足額が生じる場合に国から交付されるもので、その財源として国税のうち所得税の33.1% (H11～:32%、H27～:33.1%)、酒税の50% (H11～:32%、H27～:50%)、法人税の33.1% (H11:32.5%、H12～:35.8%、H19～:34%、H27～:33.1%)、消費税の22.3% (H元～:24%、H9～:29.5%、H26～:22.3%)及び地方法人税の全額が充てられています。

- 地方特例交付金**… 住宅借入金等特別税額控除、自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割の臨時的軽減に伴う減収、令和元年10月から実施する幼児教育無償化に係る地方負担分を補てんするため、国から交付されるものです。
- 交通安全対策特別交付金**… 地方公共団体の道路交通安全施設設置等のため、交通違反などの反則金を財源に、交通事故件数と人口集中地区人口等を基準として国から交付されるものです。
- 分担金及び負担金**… 県が行う事業で特に利益を受ける人から、その受益の限度において法令などの規定に基づき徴収するものです。
- 使用料及び手数料**… 県の施設や行政サービスを利用する人から、それに要する経費の全部又は一部を負担してもらうもので、県立高等学校授業料や各種許可証交付手数料などがあります。
- 国庫支出金**… 県が行う事務事業の経費の全部又は一部を国が支出するもので、その性質によって次の三つに分けられます。
 - 国庫負担金：義務教育や生活保護など、国と地方公共団体が共同責任をもって行わなければならない事業について国が全部又は一部の経費を負担するものです。
 - 国庫補助金：国が費用の一部又は全部を負担して特定の事務や施設の設置を地方公共団体に対して奨励、援助するものです。
 - 国庫委託金：国会議員の選挙や国勢調査など、本来、国の行うべき事務について、国が経費の全部を負担して地方公共団体に事業を委託するものです。
- 財産収入**… 県の財産を貸し付けたり売り払うことによる収入です。
- 寄附金**… 県以外から金銭を譲り受けるものです。
- 繰入金**… 他の会計や財政調整基金などから繰り入れるものです。
- 繰越金**… 県の前年度の決算剰余金を受け入れるものです。
- 諸収入**… 地方税の延滞金や預金利子など他の収入科目に含まれない収入です。
- 県債**… 県が高等学校などを建てたり、道路や河川を整備するなど、多額の費用を一時に必要とする建設事業を行うとき、財源を確保するため、また、施設等を利用する将来の県民との間で負担の公平化を図るため、長期の資金借入れを行うものです。
- 臨時財政対策債**… 地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てることができるもので、地方交付税制度を通じて標準的に保障されるべき地方の一般財源の規模を示す各地方公共団体の基準財政需要額を基本に、団体毎に発行可能額が毎年算定されます。これは、地方の財源不足に対応するための地方債となっており、その元利償還金は、翌年度以降の地方交付税（基準財政需要額）に全額算入されます。
- 県債依存度**… 歳入全体に占める県債の発行割合をいいます。